

第2次八潮市都市農業振興基本計画

八 潮 市

はじめに

本市の農業は古くから稲作が中心でしたが、昭和40年代の高度経済成長期に稲作から畑作への転換が進むとともに、平成17年のつくばエクスプレス開業と周辺地域を始めとした土地区画整理事業の進展など、農業を取り巻く環境は大きく変化してきました。



このような環境の変化に的確に対応し、農業の持続的な発展を図るため、平成26年3月に、「八潮市都市農業振興基本計画」を策定し、現在まで都市農業の振興に関する各種施策を推進してまいりました。

しかし、高齢化による農業従事者の減少や遊休農地の発生など、全国的な課題に本市も直面している状況であり、これまで以上の取組が求められています。

そのため、地産地消の推進、農産物のブランド化をはじめ、担い手育成等といった各施策をさらに効果的に推進する必要があることから「第2次八潮市都市農業振興基本計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、長期的な視野に立った持続可能な都市農業の振興を推進してまいります。

結びに、本計画策定にあたって貴重なご意見をいただいた、農業委員会委員を始め農業関係団体の皆様に、心より感謝を申し上げますとともに、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月

八潮市長 大山 忍

目次

第1章	計画の概要		
	1. 計画の趣旨	-----	1
	2. 位置づけ	-----	2
	3. 計画の期間	-----	2
第2章	農業を取り巻く環境		
	1. 国の農業の現状	-----	3
	2. 埼玉県農業の現状	-----	5
	3. 八潮市の農業の現状	-----	6
第3章	八潮市の農業の目指す方向		
	1. 目標と方針	-----	8
	2. 都市農業の推進	-----	9
	3. 都市農地の保全	-----	9
	4. 施策の体系	-----	10
第4章	施策の具体的な取組		
	1. 農業の担い手の育成・確保	-----	11
	(1) 農業の担い手育成	-----	11
	(2) 農業団体の支援	-----	11
	2. 都市と共生した農業環境の促進	-----	12
	(1) 環境保全型農業の推進	-----	12
	(2) 市民がふれあう農業の推進	-----	13
	3. 地産地消の推進と農産物のブランド化	-----	14
	(1) 地産地消の推進	-----	14
	(2) 農産物のブランド化の推進	-----	15
	4. 農地の保全と有効活用の促進	-----	16
	(1) 農地環境の保全	-----	16
	(2) 農地利用集積円滑化事業の推進	-----	18
	(3) 中川周辺地区の農地保全	-----	19
	(4) 環境に配慮した幹線農業水利施設の管理	-----	20
	5. 農商工連携事業の振興	-----	21
	(1) 市内産業の活性化	-----	21
	(2) 商品等の創出	-----	21
第5章	計画の推進体制と評価		
	1. 関係機関等との連携	-----	22
	2. 計画の評価	-----	22
	用語解説	-----	23
	参考資料		

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

国は、平成27年4月に「都市農業振興基本法」（以下「基本法」という。）を施行し、同法第9条の規定に基づき、平成28年5月に「都市農業振興基本計画」を策定しました。

また、同法第10条では、地方公共団体は国の計画を基本として、地方計画を定めるよう努めなければならないとされており、埼玉県では、平成29年3月に都市農業*¹が将来にわたり安定的に継続されることを目的として、基本法に基づく地方計画として「埼玉県都市農業振興基本計画」を策定しています。

本市では、基本法の施行前である平成26年3月に、環境にやさしい魅力ある農の活力が実感できる都市型農業づくりの実現を目指した「八潮市都市農業振興基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、現在まで都市農業の振興に関する各種施策の展開を図ってきました。

しかし、駅周辺の開発事業等による急速な都市化の進展に伴う農地の減少や農業者の高齢化、また、消費者ニーズの多様化や高度化など、本市の農業を取り巻く情勢は一段と厳しくなっており、大きな転換期を迎えています。

このような情勢の変化に対応し、市民に食料を安定的に供給するとともに、市民生活を支え、潤いをもたらす農業の多面的機能を十分に発揮させていかなければなりません。

そのためには、東京に隣接した立地環境を生かし、効率的で付加価値の高い農業を積極的に推進し、都市農業として市場での競争力を高め、自然環境や人への安全性に配慮した農業を確立し、企業的経営感覚を持った農業後継者を育成する体制を充実するとともに、農商工連携*²や、6次産業化*³等を推進する必要があることから「第2次八潮市都市農業振興基本計画」を策定するものです。

2. 位置づけ

本計画は、国や埼玉県の農業施策も考慮し、農業関係分野を担う基本計画として「第5次八潮市総合計画」「八潮市産業経済振興基本計画」等、本市の関連計画との整合を図りつつ、基本法第10条に規定する「地方計画」として策定します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、第5次八潮市総合計画を踏まえ、2019（平成31）年度から2025年度までの7年間としますが、社会情勢の変化や国・埼玉県の動向等により、必要に応じて次期計画の策定を検討します。

第2章 農業を取り巻く環境

1. 国の農業の現状

我が国では、平成27年3月に定めた「食料・農業・農村基本計画」で、総合的かつ計画的に構すべき施策として、ロボット技術やICT*⁴を活用した超省力生産、高品質生産を可能とする新たな農業「スマート農業*⁵」の実現、多様な役割を果たす都市農業、女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備などを掲げています。

また、平成27年4月には、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能を発揮するため、「都市農業振興基本法」を施行し、平成28年5月、この法律に基づく「都市農業振興基本計画」が策定されました。

さらに、平成30年6月改訂の「農林水産・地域の活力創造プラン」では、国民の食を守り、美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していくことに加え、農林水産物・食料の輸出促進などが追加されています。

一方、FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）の締結拡大や、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）など、経済のグローバル化が進む中、我が国の農業は、海外からの安価な輸入農産物との競争にさらされている一方、日本の高品質な農産物を海外に輸出する新たなチャンスも迎えています。

(1) 食料自給率の低下

食料自給率は、その国の食料消費がどの程度自国の生産でまかなえているかを示す指標で我が国の食料需給の在り方を考えるうえで大切なものです。

日本の食料自給率は、昭和32（1957）年度には70%を超えていましたが年々低下し、平成29（2017）年度は38%（カロリーベース）となっています。

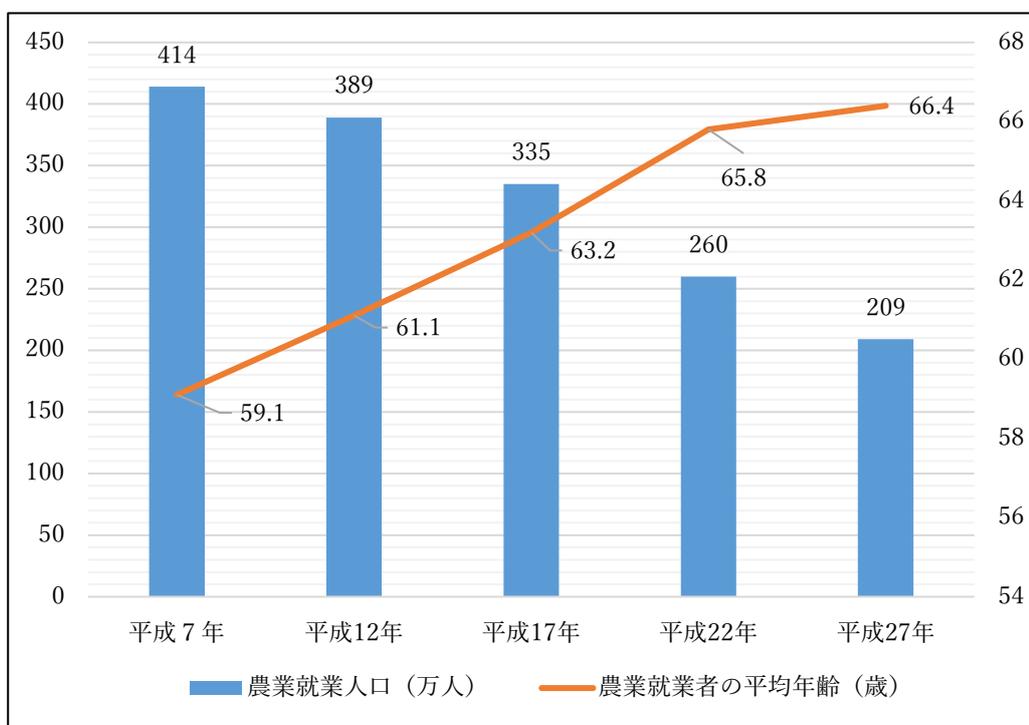
我が国の食料消費においては、高齢化や人口減少、食の外部化・簡便化が進行する中で、国内市場における食品産業事業者等の積極的な取組を促すことにより国産農産物の消費拡大を図るとともに、拡大が見込まれる海外市場の需要を取り込むことが必要となっています。

(2) 農業就業者の高齢化・後継者不足

日本の農業が抱える大きな問題は、農業就業者の高齢化や後継者不足であり、65歳以上が約6割、50歳未満が約1割という著しく偏った年齢構成となっています。45歳未満の新規就農者は近年、1万6千人から1万9千人で推移していますが、このうち定着するのは1万人程度であるため、高齢者のリタイアにより農業就業者が著しく減少していくと見込まれています。

<農業就業人口>

平成27年の農業就業人口は209万人で、5年前に比べて51万人（19.6%）減少し、農業就業人口の平均年齢は66.4歳です。



(平成27年 農林業センサスより)

2. 埼玉県農業の現状

埼玉県は首都圏の大消費地を背景に、全域が都心から 100 km圏内に位置し、地勢は西部の山地、中央部の丘陵と台地、東部の低地に大別され、総面積の 61%に当たる約 23 万 ha が平野部で、全国でも第 16 位の耕地面積を誇っています。

生産量で見ると特に、さといも、小松菜、ほうれん草、かぶ、ねぎ、ブロッコリーの生産量（平成 28 年産）は全国 1～3 位となっており、恵まれた立地を生かして、「暮らしのとなりの産地」となっています。

また、農地の利用集積が進み大規模経営の農家が増加しています。農業の担い手は、平成 27 年の基幹的農業従事者数で 37,484 人、そのうち 65 歳以上が約 65%を占めています。

さらに、大消費地の中に産地があるという本県の特徴から、平成 28 年度の有人農産物直売所は 279 カ所、販売額は 277 億円と平成 7 年度と比較してそれぞれ 87 カ所、172 億円増加しています。

販売額では県農業産出額の約 13.5%に相当し、有人農産物直売所 1 カ所当たりの販売額も平成 7 年度の 5,469 万円から平成 28 年度の 9,930 万円と増えています。これは、農産物そのものの販売額だけではなく、埼玉ブランド農産物推進事業など需要拡大を推進する施策が、消費者に選ばれ、販路確保に向けた積極的な支援も一因と考えられます。

こうした状況に対応して、農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るため、効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標実現に向けて農業経営の改善を計画的に進め、農用地の利用集積や農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を県では総合的に講じています。

(2018 年 埼玉の食料・農林業・農山村 などより)

3. 八潮市の農業の現状

本市は、つくばエクスプレスの開業とその周辺地域を始めとする土地区画整理事業の進展などにより、八潮駅周辺を中心とした開発が進み、平成30年6月には人口が9万人を超えるなど、人口の増加が続いております。しかしながら全国的な傾向と同様に長期的には人口減少・高齢化の進行が懸念されています。

このような開発や人口動態は農業分野においても同様で、後継者不足や農業従事者の高齢化などの影響もあり、平成20年に447戸あった農家数は平成30年に369戸に、耕作面積*は約220haから約177haとなっています。

一方、近年では、消費者の食と生活に対する意識の変化とともに、新鮮で安全安心な農産物を求める声が高まっています。また、都市部での生活における農業との関わりについても、利便性だけでなく、市民農園*⁶や民間の貸農地を利用して、潤いや安らぎのある質の高い生活を求める傾向も強まっており、「暮らしの中に農業がある生活」の人气が高まっています。

また、市街化区域内において指定されている生産緑地*⁷地区をはじめとする農地は、災害時の防災機能や良好な生活環境の形成など多様な機能を発揮する空間として重要な役割を果たしています。しかし、生産緑地地区の多くが平成34(2022)年には指定後30年を迎え、生産緑地法に基づく市への買い取り申し出が可能となることにより、生産緑地地区の行為の制限の解除による宅地化等により生産緑地の減少が懸念されています。

このため、平成30(2018)年4月の「生産緑地法*⁸」改正における「特定生産緑地制度」、平成30(2018)年9月に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律*⁹」を効果的に運用し、生産緑地を保全・活用していく必要があります。

※耕作面積は、市内・市外を含む

・生産農家の状況

農地基本台帳（平成30年8月1日現在、所有農地10a以上）の農家戸数は369戸です。

八條地区の農家戸数は130戸、水稻農家が多くを占めています。

潮止地区の農家戸数は175戸、中川堤外での耕作者や大場川堤防沿いでの耕作者も多く、小松菜などの軟弱野菜の生産農家が多くを占めています。

八幡地区は64戸と少なく、兼業農家で野菜生産者が多くを占めています。

年度	農家戸数				耕作面積			
	八條	潮止	八幡	合計	八條	潮止	八幡	合計
平成20年	151	207	89	447	754,811	1,027,372	414,298	2,196,481
平成21年	144	204	81	429	717,016	1,010,957	387,951	2,115,924
平成22年	142	203	81	426	698,169	997,219	374,026	2,069,414
平成23年	146	207	76	429	699,921	998,699	362,245	2,060,865
平成24年	142	206	76	424	697,910	976,091	358,003	2,032,004
平成25年	140	206	72	418	710,007	960,998	354,313	2,025,318
平成26年	138	198	71	407	706,663	923,911	347,400	1,977,974
平成27年	136	194	71	401	709,460	868,070	351,649	1,929,179
平成28年	137	191	72	400	683,158	788,160	322,232	1,793,550
平成29年	133	179	67	379	673,165	796,429	309,163	1,778,757
平成30年	130	175	64	369	658,362	827,358	287,883	1,773,603

(農業経営及び農地利用状況に関する調査より)

第3章 八潮市の農業の目指す方向

1. 目標と方針

本市では、古くから東京都への食料供給地として稲作と野菜を主とした農業生産が行われてきました。現在は近代的な農業の振興が図られ、収益性の高い露地野菜、施設野菜を主軸とした多様な生産活動が展開されています。

また、本市の農産物は、地域内需要としての地産地消^{*10}が浸透し、スーパーの地場産野菜コーナーや個人の直売による販売なども増えています。

今後は、より高い収益が得られる作目・作型を担い手へ推奨し、農業団体を中心に、産地化・ブランド化を推進するとともに、地産地消施策として地域内消費の流通体制の強化を図ります。また、農地の保全や有効利用に市民農園や観光農園^{*11}も活用し、緑地空間の維持を促進するなど、市民から信頼され安定した産業として活力ある農業経営が可能な、環境にやさしい魅力ある都市農業の確立を目指します。

さらに本市の農業を今後も維持・発展させるために、担い手の育成や新たな技術・経営方法を積極的に取り入れ、農業生産の向上を図り、新規農業参入者や農業法人に対する補助・育成や、6次産業化をはじめとした情報化や高度技術化に対応する人材を確保するなど安定した継続性のある都市農業を推進します。

2. 都市農業の推進

本市では、第5次八潮市総合計画に掲げる5つの事業を柱とした施策「農業の担い手育成」、「都市と共生した農業環境の促進」、「地産地消の推進と農産物のブランド化」、「農地の保全と有効活用の促進」、「農商工連携事業の振興」を進め、都市農業の推進を図ります。

3. 都市農地の保全

平成27年4月の「都市農業振興基本法」の施行は、都市農業の新鮮で安全な農産物の供給をはじめとする、多面的機能が評価され、都市農業・都市農地の保全に対する住民の意識が高まった結果ともいえます。本市においても、以下に挙げる都市農業が発揮する多様な機能を踏まえつつ、都市農地の計画的な保全を図ります。



4. 施策の体系

本計画は、第5次八潮市総合計画に位置付けられた「環境にやさしい魅力ある都市型農業づくり」を、より具体的に実現するために、以下施策体系を基本とし、都市農業を推進します。

事業の内容	個別計画
1. 農業の担い手の育成・確保	(1) 農業の担い手育成
	(2) 農業団体の支援
2. 都市と共生した農業環境の促進	(1) 環境保全型農業の推進
	(2) 市民がふれあう農業の推進
3. 地産地消の推進と 農産物のブランド化	(1) 地産地消の推進
	(2) 農産物のブランド化の推進
4. 農地の保全と有効活用の促進	(1) 農地環境の保全
	(2) 農地利用集積円滑化事業の推進
	(3) 中川周辺地区の農地保全
	(4) 環境に配慮した幹線農業水利施設の管理
5. 農商工連携事業の振興	(1) 市内産業の活性化
	(2) 商品等の創出

第4章 施策の具体的な取組

1. 農業の担い手の育成・確保

新規就農者や農業従事者等の収益や競争力を向上させるため、農業の専門技術や経営者としての能力の向上等を支援するとともに、それらの活動を担う団体を支援します。

(1) 農業の担い手育成

担い手へ農地を集積・集約化するとともに、法人化等を支援することで経営力の向上を図ります。また、農業大学校等を活用し、経営感覚を身に着けた新規就農者や農業後継者の育成を図ります。さらに、地域農業を支える多様な担い手として女性農業者や高齢者の活動促進、企業等の農業参入を支援することにより八潮の農業の成長産業化を図るとともに、農業後継者団体を強化します。

① 農業後継者の育成

意欲的な農業後継者に、高度な専門技術や幅広い知識を習得する機会の提供に努め、優れた後継者を育成します。また、後継者の強化のために技術指導や経営能力の向上などを積極的に助長し、継続的な支援を進めます。

(2) 農業団体の支援

団体組織としてその役割を明確化し、生産・経営技術など研修制度を充実させ、資質の向上を図るとともに、本市の実情に即した自主的な団体活動を支援します。

① 農業経営の近代化、農業団体の支援

市内の農業団体の強化・育成を図るとともに、県内の広域的な農業団体を通じた情報の収集に努めます。また、中核的農家や後継者の育成、農業団体活動の推進を図るとともに、農業経営の近代化、合理化等を支援します。

2. 都市と共生した農業環境の促進

農産物の安全性や品質の向上を図るため、エコファーマー*¹²を育成するなど、地球にやさしい都市型農業を促進します。

(1) 環境保全型農業の推進

化学肥料や化学農薬などの使用量の削減を促進し、堆肥や有機質肥料の使用を基本とした安全な農産物の栽培を目指すとともに、園芸用被覆資材等の適正処理を進め、環境にやさしい都市農業を促進します。

① 循環型農業*¹³の推進

集約的な周年栽培*¹⁴から生じる連作障害*¹⁵や堆肥、有機質肥料の投与不足による地力の低下によって、農作物の品質の低下や収量の減少を引き起こすと考えられています。

このため、適切な土壌管理を周知・推進し、土地生産性の向上を図るとともに、落葉等未利用資源の堆肥化などを促進し、土壌改良の推進を図ります。

また、施設園芸等に使用した廃棄ビニールの適正な処理のために、その収集の円滑化を図るとともに、大気汚染の防止及び農と住の環境保全を図ります。

② GAP(農業生産工程管理)*¹⁶取得の推進

「GAP」を多くの農業者が取り入れることにより、食品の安全性や環境の保全、労働安全の確保、競争力の向上が図られ、農業経営の改善や効率化により、消費者の信頼確保が期待されます。

本市では、GAPを進めるために県が独自に策定した「S-GAP」の取得を推進します。

(2) 市民がふれあう農業の推進

都市農業と市民が共生するために、市民が直接、農業を理解・体験することができる場として、体験農園や観光農園の開設を支援します。また、幼児・児童・生徒への農業体験を通じて、農業への理解を深めるとともに、食育活動を推進します。

① 市民農園・ふれあい農園^{*17}・観光農園の整備

レクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくりをはじめ、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で設置される市民農園・ふれあい農園・観光農園の設置を支援します。

② みどりの学校ファーム^{*18}と食育活動の推進

児童・生徒が農業体験を通じて自然とふれあい、命の源となる農業のすばらしさや、環境、食物の大切さを知り、理解を深めるため、「みどりの学校ファーム」を推進します。

また、保育所で開催される「ハッピーこまちゃん会^{*19}」や、小・中学校で開催される「ハッピーこまちゃんデー^{*20}」等で、「やしお八つの野菜^{*21}」を活用した食育活動を推進します。

③ 農業祭の充実

八潮市農業祭実行委員会と協力し、農産物の栽培技術向上を図り、地場農産物のPRと消費拡大を推進するとともに、農産物及び農産物加工品の即売等を通して、農業振興及び市民と農業者の触れ合う機会の提供を目的とした、農業祭を開催します。

④ 農業と福祉の連携の推進

農業と福祉の連携（農福連携^{*22}）の取組は、地域における障がい者、高齢者の生きがい等の場や社会参画を促すだけでなく、地域活性化にもつながることから、農福連携を推進します。

3. 地産地消の推進と農産物のブランド化

農業体験や直売所での地元農産物の購入を通じて、消費者に農業をより身近に感じてもらえるよう地産地消を推進します。また、小松菜や枝豆をはじめとする「やしお八つの野菜」のブランド化やイメージアップを図り、高品質で付加価値の高い商品にすることで、新たな需要の拡大や販路の開拓を促進します。

(1) 地産地消の推進

関係団体と連携を図りながら、「顔の見える農業」、「新鮮・安全・安心な農産物の供給」を基本に、直売所事業を一層充実させ、地産地消の拡大を促進します。また、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」の基本方針を踏まえ、6次産業化や地産地消の推進を図ります。

① 直売所事業の充実と販路の拡大

本市の農産物を供給する機能を十分に発揮するとともに、都市農業に対する地域住民の理解をより深めるため、地元での農産物の消費を促進します。

そのために、地産地消の拠点となる、直売所の充実と新たな販路の拡大を図ります。

② 地元農産物を利用した特産品の開発

市内農家の農業経営の発展を図るため、直売所事業の推進を継続し、品質の向上及び安定供給を進め、「やしお八つの野菜」に代表される地元農産物を加工した、特産品の開発等を促進します。

③ 学校給食等での地元農産物の利用促進

小・中学校で開催される「ハッピーこまちゃんデー」での、地元産野菜を使ったバラエティ豊かな献立の提供や、学期毎に発行される給食だより「ミール」で季節に合わせた地元産野菜を使用したハッピーこまちゃんレシピを紹介し、地産地消を推進します。

④ 環境にやさしい地産地消

地球環境に係る負荷が小さな、環境にやさしい食生活を送る身近な方法として、フードマイレージ*²³をPRし、旬の農産物の地産地消を進めます。

(2) 農産物のブランド化の推進

農産物のブランド化と安定的な供給体制の整備を推進します。優良種苗や新品種の採用、先端技術による栽培管理、農業近代化施設の導入など、新技術の採用を支援し、農業の6次産業化と高付加価値化、スマート農業の普及、経営の合理化を促進します。

① ブランド化に伴う先端技術の導入促進

優良種苗・新品種の導入によるブランド化やITを活用した経営管理や栽培管理等の情報収集を行い、コスト低減を目指した技術等の導入を促進します。

② AIやIoTによるスマート農業の加速化

第4次産業革命*²⁴における基盤技術であるAIやIoT、ビッグデータ、ロボットを農業分野で活用することにより、スマート農業の実現を目指し、生産現場のみならず、仕入れから出荷までの全体の流れに対する新しいとらえ方を通じ、新たな価値の創出を支援します。

③ 地場野菜のブランド化の推進

農業者団体等との協働により、小松菜や枝豆をはじめとする「やしお八つの野菜」のブランド化やイメージアップに取り組み、新たな需要の拡大や販路の開拓を支援します。

④ 6次産業化の推進

農産物の生産者である「農業」、製品の加工者である「工業」、販売者である「商業」の連携により、お互いの技術やノウハウを持ち寄り、新商品の開発や販路開拓など支援し、6次産業化の推進を図ります。

4. 農地の保全と有効活用の促進

都市型農業の推進、都市環境の形成、防災機能等の活用を図るため、優良農地や生産緑地の保全を支援します。また、関係機関と連携して未利用農地の有効活用を促進します。

(1) 農地環境の保全

都市農地は、農産物の生産の場のみならず、災害時の避難場所などの役割を担っています。農作物生産以外に緑地空間や防災空間として優れた機能を持つ農地を、農地環境及び周辺景観に配慮し保全を図ります。

① 都市農地がもつ良好な景観の形成機能の保全

農地は、地域に潤いとやすらぎを与えてくれる開放感のある空間の提供や、良好な景観の構成要素となっています。農地の多面的機能の一つである良好な景観を形成するため、「街なかやすらぎ緑空間創出事業*²⁵」などの活用を促し、都市農地の保全に努めます。

② 優良農地の保全

農業者と援農者が協力して農業に携わる「ガーデンコミュニティ制度*²⁶」を活用したり、「ふれあい農園」の開設を補助することで、市民が、農業に触れる機会を提供し、優良農地の保全に努めます。

③ 生産基盤の整備

営農活動を支援していくために、農業近代化施設導入事業及び農業近代化資金利子補給を継続するとともに、さいかつ農業協同組合と連携し、農地利用集積円滑化事業を活用した生産基盤の整備を推進します。

④ 防災機能の発揮に向けた取組

本市では、市内農家のうち協力のある農地について、災害時に一時避難所や復旧用資材置場等を想定した「災害時における避難場所利用協定」を締結しています。

自然災害発生時に、都市農地が身近にある安全な避難場所としての機能を適切に発揮できるよう、市と農業協同組合や農地所有者とともに地域防災計画への位置付けなど防災協力農地の取組の普及を推進します。

⑤ 生産緑地の活用

農業従事者の減少や高齢化が進むなか、生産緑地は所有者以外の者でも意欲ある農業者等によって有効に活用されることが重要であり、貸借が円滑に行われるよう、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の認定を受けた事業計画に従って行われる、耕作する事業等や、賃借権等の認定を受けようとする者に対して、関係機関と連携して相談体制等の充実を図り、助言等の支援を行うよう努めます。

⑥ 生産緑地の保全

生産緑地は、良好な景観や環境、潤いのあるまちづくりをつくる上では欠かせないものです。また、災害時の避難地としての機能も担っています。本市では、平成29年の生産緑地法の改正を受け、生産緑地の指定下段面積を500㎡から300㎡に引き下げました。これにより、区画整理事業や一部所有者の相続等にもない、農地所有者の意思に反して面積要件を下回り、生産緑地の解除を防ぐことができるとともに、営農意欲のある農家の新たな生産緑地の指定が期待できます。また、指定後30年を迎える生産緑地の所有者に対しては、特定生産緑地の指定を推奨することにより生産緑地の保全に努めます。

(2) 農地利用集積円滑化事業の推進

優良農地を現在よりさらに保全、有効活用できるよう、さいかつ農業協同組合と連携して農地利用集積円滑化事業の推進を図ります。

① 事業の推進

本市の農地面積は年々減少傾向にあり、今後、農業者の高齢化や更なる都市化による耕作環境の悪化等から遊休農地が増加する恐れがあります。そのため、都市開発などの土地利用に配慮しつつ、市街化調整区域内農地については優良農地としての保全に努めます。

本市では、中川周辺地区において、農地等の効率的な利用を促進するために平成21年12月施行の改正農地法により創設（農業経営基盤強化促進法に措置）された「農地利用集積円滑化事業」に基づき、平成23年9月に農地利用集積円滑化事業のうち、農地所有者代理事業及び農地売買等事業について、さいかつ農業協同組合の申請を承認しています。

② 事業の内容

i 農地所有者代理事業

農地等の所有者から委任を受けて、その者を代理し、農地等について売渡しや貸付け等を行う事業

ii 農地売買等事業

農地等の所有者から農地等の買入れや借入れを行い、その農地等の売渡しや貸付けを行う事業

iii 研修等事業

農地売買等事業により一時的に保有する農地等を利用して、新規就農希望者に対して農業の技術、経営の方法等に関する実地研修を行う事業

この内容のうち i 及び ii について、本市はさいかつ農業協同組合が行うことを承認しています。

(3) 中川周辺地区の農地保全

中川周辺地区（二丁目・木曾根・南川崎の一部）、約 30ha の市街化調整区域を優良な農地が残る地域として景観に配慮し、保全に努めます。

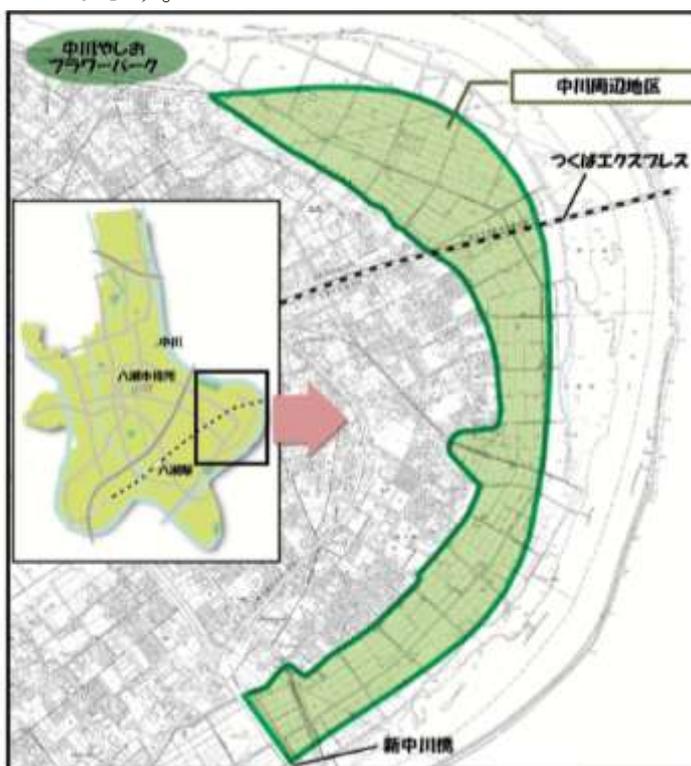
① 優良農地の保全

力強い農業経営を実現していくためには、農業を担う経営体や生産基盤となる農地を確保していくことが必要です。

本市が承認する、さいかつ農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業の活用を支援します。

② 未耕作地の活用促進

農地利用集積円滑化事業により、中川周辺地区にある担い手不足により増加している未耕作地を新たな担い手にあっせんする等、農地としての活用促進を図ります。



また、中川周辺地区の農地において、未耕作地等の地権者が、新たな担い手に農地を貸出することを推進するため、受け手、出し手に対する支援の継続及び拡充を検討します。

(4) 環境に配慮した幹線農業水利施設の管理

農地周辺の都市化に伴う水利機能の低下及び 農業用水の水質悪化対策として 東京葛西用水路、八条用水路に冬期通水を行うとともに農業用排水路の維持管理に努めます。農地は食料生産の場であるとともに、緑地やオープンスペース等として多様な役割を担っています。このことから、地域の特性に即した生産基盤を整備し、優良農地の確保と保全に努めます。

① 農業用水路の保全

都市化の進展などにより、農業用排水路の通水不良や水質悪化などの機能低下が懸念されていることから、葛西用水路や八条用水路の支線水路や中川堤外地等の維持管理に努めます。

また、葛西下流地盤沈下対策事業により整備した古利根堰を管理し、主幹用水路として通水の安定を図り、農業生産の安定を図ります。

② 東京葛西用水路・八条用水路への冬期通水

東京葛西用水路や八条用水路は4月から8月まで、水稲耕作のため農業者が用水費を支払い導水しているもので、農業者にとっては大変重要な水路です。

しかし、水田の稲刈り後の10月から3月までの間、通水はなく、水質が悪化するため、その対策として南部葛西用水三市連絡協議会（構成：越谷市、草加市、八潮市、葛西用水路土地改良区）では、春日部農林振興センターと連携を図りながら、流水の確保と水辺環境の保全のため、冬期通水に取り組みます。

5. 農商工連携事業の振興

農業者、商業者、工業者の連携による、八潮の農業を活かした市内産業の活性化や商品等の創出を支援します。

(1) 市内産業の活性化

八潮産農産物のブランド化を推進し、農商工が連携して開催するイベントを通じ、市内産業の活性化を支援します。

① イベントの支援

「枝豆まつり」は、採りたての枝豆を味わうことのできるイベントです。このような農商工が連携するイベントをさらに充実することで、市内産業の活性化を支援します。

(2) 商品等の創出

オリジナル製品の開発等により、農商工の連携による6次産業化や新商品開発を支援します。

① 6次産業化の推進(再掲)

農産物の生産者である「農業」、製品の加工者である「工業」、販売者である「商業」の連携により、お互いの技術やノウハウを持ち寄って、新商品の開発や販路開拓など支援し、6次産業化の推進を図ります。

第5章 計画の推進体制と評価

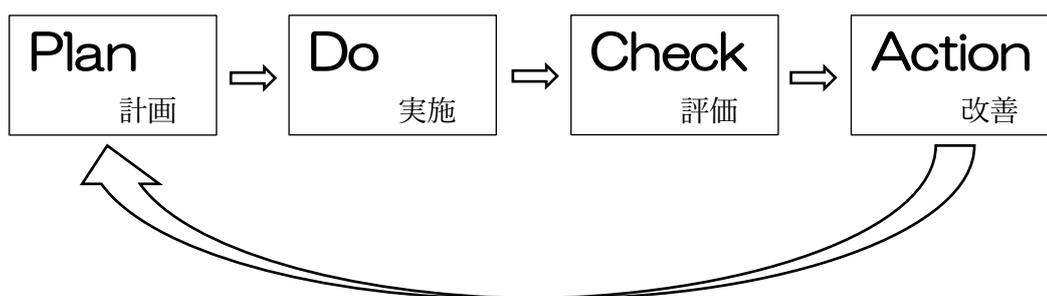
1. 関係機関等との連携

本市の農業振興を推進し、都市農業の多様な機能を発揮していくためには、農業振興に携わる各団体等と行政との連携が必要です。本計画の推進にあたっては、農業者、市民、事業者及び関係機関との連携を図ります。

2. 計画の評価

本計画を推進していくために、各関係団体等と計画の進捗状況について情報交換を行い、検証を行います。

また、社会情勢等の変化に柔軟に対応できるよう、計画・実施・評価・改善を継続的に行います。



用語解説

* 1 都市農業

市街地及びその周辺の地域において行われる農業であり、全農地の2%程度であるが、都市農家の戸数や販売金額は全国の約1割を占めます。

* 2 農商工連携

農山漁村にある、その地域特有の農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むものです。

* 3 6次産業化

1次産業としての農業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組です。これにより所得の向上や、雇用の確保を目指しています。

(6次) = 1次 × 2次 × 3次)

* 4 ICT (Information and Communication Technology (情報通信技術))

パソコンだけでなく、スマートフォンやスマートスピーカーなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術の総称です。

* 5 スマート農業

ロボット技術やICT、AI(人工知能)等の先端技術を活用し、省力化を図り生産物の品質向上を可能にする新しい農業のことです。日本の農業は農業従事者の高齢化、後継者不足に伴う労働力不足をはじめ、耕作放棄地の増加や食料自給率の低下など、様々な問題を抱えています。スマート農業は日本農業が抱える課題を解決し、成長産業化する試みであり、推進が急務とされています。

* 6 市民農園

都市の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことを言います

*** 7 生産緑地**

市街化区域内における良好な生活環境の保全や都市災害の防止、あるいは将来の公共施設整備に対する土地の確保を目的として、都市計画により定められた農地。指定後 30 年間は、営農義務があり、相続が発生した場合や主たる従事者に重度の故障が発生した場合を除き、建築等の行為が制限されます。

*** 8 生産緑地法**

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的に制定されました。概要としては、地区の指定、管理、行為の制限等があります。

*** 9 都市農地の貸借の円滑化に関する法律**

農業従事者の減少や高齢化が進展する中、都市農業が有する多面的な機能が適切かつ十分に発揮されるためには、都市農地（生産緑地）の所有者だけではなく、都市農地を借受けた意欲ある都市農業者にも都市農地を有効に活用することが重要であるため、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が平成 30 年 9 月に施行されました。

*** 10 地産地消**

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域内において消費する取組です。

*** 11 観光農園**

観光客に農作物の収穫を体験してもらい、その収穫物を販売することで対価を得ている農園のことです。

*** 12 エコファーマー**

「持続性の高い農業生産方式の導入促進に関する法律（持続農業法）」第 4 条に基づき、堆肥等による土づくりと化学肥料・農薬使用を低減し、生産方式の導入に関する計画を作成することで、都道府県知事の認証を受けた農業者の愛称です。

*** 13 循環型農業**

化学肥料や農薬に頼らずに農作物を栽培し、それらの作物を人の食料や家畜の飼料などにし、自然の生態系に近い形で畜産や酪農と農業・人の活動をリンクさせて、ある一定の地域内で循環していく農業のことです。

*** 1 4 周年栽培**

年間を通して野菜を供給するために様々な時期に農作物の栽培を行うことです。

*** 1 5 連作障害**

毎年同じ場所に同じ野菜（あるいは同じ科の野菜）を栽培することで生じる病気や生育不良のことです。

*** 1 6 GAP (Good Agricultural Practice (農業生産工程管理))**

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。なお、埼玉県ではGAPの更なる普及に向けて、独自のGAP規範である「S-GAP」を策定しています。

*** 1 7 ふれあい農園**

自家用野菜の栽培を行うために、農地を区画し、個人が貸し付ける農園です。

*** 1 8 みどりの学校ファーム**

学校単位に農園を設置し、心身ともに発育段階にある児童・生徒が農作業を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることを狙いとした活動です。

*** 1 9 ハッピーこまちゃん会**

第2次八潮市食育推進計画に基づき、保育所児童に対して「地元野菜をたくさん食べ、野菜嫌いをなくし、生涯を通じて健康に生きる」を目標に食育を推進するため、関係団体（八潮市青耕会・JAさいかつ）と共に保育所、健康増進課（栄養士）が連携して行うものです。保育所児童と共に小松菜の種植えを行い、その小松菜を収穫し、収穫した小松菜を使った給食を児童をはじめ、関係者と一緒に楽しめます。

*** 2 0 ハッピーこまちゃんデー**

毎月1回「八」の付く日を「ハッピーこまちゃんデー」とし、地産地消と八潮市で収穫される野菜を知ってもらう食育のため、八潮市の新鮮な野菜を学校給食で提供しています。

*** 2 1 やしお八つの野菜**

小松菜、枝豆、ねぎ、ほうれん草、トマト、ナス、山東菜、天王寺かぶを、生産量は異なりますが、八潮の特産品としてPRするため、八潮の「八」にちなんで平成20年に決めました。

*** 2 2 農福連携**

障がい者等の農業分野での活躍を通じて自身の生きがいを創出し社会参画を促す取組です。農林水産省では、厚生労働省と連携して、「農業、農村における課題」、「福祉（障がい者等）における課題」双方の課題解決と、双方に利益（メリット）がある取組の「農福連携」を推進しています。

*** 2 3 フードマイレージ**

食料(food)の輸送距離(mileage)という意味であり、食料の輸送量と輸送距離を定量的に把握することを目的とした指標ないし考え方です。食料の輸送に伴い排出される二酸化炭素が地球環境に与える負荷に着目した1990年代にイギリスで提唱された考え方です。

*** 2 4 第4次産業革命**

18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の「機械化」である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた「大量生産」である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた「自動化」である第3次産業革命に続くもので、新たに大量のデータの取得・分業・実行が可能になる急速な技術革新を指します。「相互協調」、「自立化」、「高度化」をキーワードとし、機械が自ら判断・機能することなどが可能になります。

*** 2 5 街なかやすらぎ緑空間創出事業**

市街化区域内の農地は、生鮮な農産物の供給のほか緑地空間や防災空間としての都市機能を担う重要な地域資源となっていることから、この農地の多面的機能を活かし、景観に配慮したやすらぎのある街を創出するため、市街化区域内の一定の農地の保全事業に対して、補助をする事業です。

*** 2 6 ガーデンコミュニティ制度**

農地を活かした緑豊かなまちづくりの推進を図るため、農地の所有者や市民等の協力を得て、農地の耕作、管理等を農地の所有者や市民等の参加と協働により行うものです。

参考資料

目次

1. 調査概要	-----	資料 P1
2. 調査方法	-----	資料 P2
3. 調査のまとめ		
3-1. 農家世帯の経営状況	-----	資料 P2
3-2. 年間農作物売上額	-----	資料 P3
3-3. 今後の就業意向について	-----	資料 P4
3-4. 現在の農業労働力	-----	資料 P5
3-5. 農業後継者について	-----	資料 P6
3-6. 今後の経営規模（土地）意向	-----	資料 P7
3-7. 経営形態	-----	資料 P8
3-8. 農産物品目別経営状況及び経営面積	-----	資料 P9
3-9. 農機具所有状況	-----	資料 P11
3-10. 主要農業用施設	-----	資料 P12
3-11. 農作物の販売方法（今後の方法）	-----	資料 P13
3-12. 農業を経営するうえで、問題と感ずること	-----	資料 P13
3-13. 農業と市民、消費者との関わりについて	-----	資料 P14
3-14. 農業・農地を保全、推進するために市に望むこと	---	資料 P14

1. 調査概要

農地法第30条の規定に基づく農地台帳の作成のため、毎年1回農業経営及び農地利用状況に関する調査を実施し、市内農業者の農家経営の現状や意向について調査を行っています。

本調査は農産物の地産地消の推進、農業経営者への支援や、都市農業活性化のための農業体験、市民との交流、観光農園の可能性など、本市の都市農業の将来について検討する基礎資料となるものです。また、調査の結果を踏まえて、さいかつ農業協同組合が実施している農地利用集積円滑化事業、中川周辺地区の農地の維持など農地保全の検討も行っています。

農地台帳（平成30年8月1日現在）を基に、世帯員及び就業状況、所有地及び耕作地の状況、経営形態、経営状況及び経営面積、農機具所有状況、主要農業用施設、経営意向などについて、調査を行いました。

農家戸数及び農地に関する申告状況一覧表								
								(単位：㎡)
地区名	農家戸数 (10a 以上耕作)	農地(耕作地)						合計
		市内 (市街化区域)		市内 (市街化調整区域)		市外		
		田	畑	田	畑	田	畑	
八条	130戸	1,811	19,087	273,177	256,393	103,197	4,697	658,362
潮止	175戸	8,709	342,727	8,059	217,139	178,619	72,105	827,358
八幡	64戸	8,180	130,574	5,986	3,736	123,762	15,645	287,883
計	369戸	18,700	492,388	287,222	477,268	405,578	92,447	1,773,603
農地	田畑計	511,088		764,490		498,025		1,773,603
	田			305,922		405,578		711,500
	畑			969,656		92,447		1,062,103
	合計			1,275,578		498,025		1,773,603

2. 調査方法

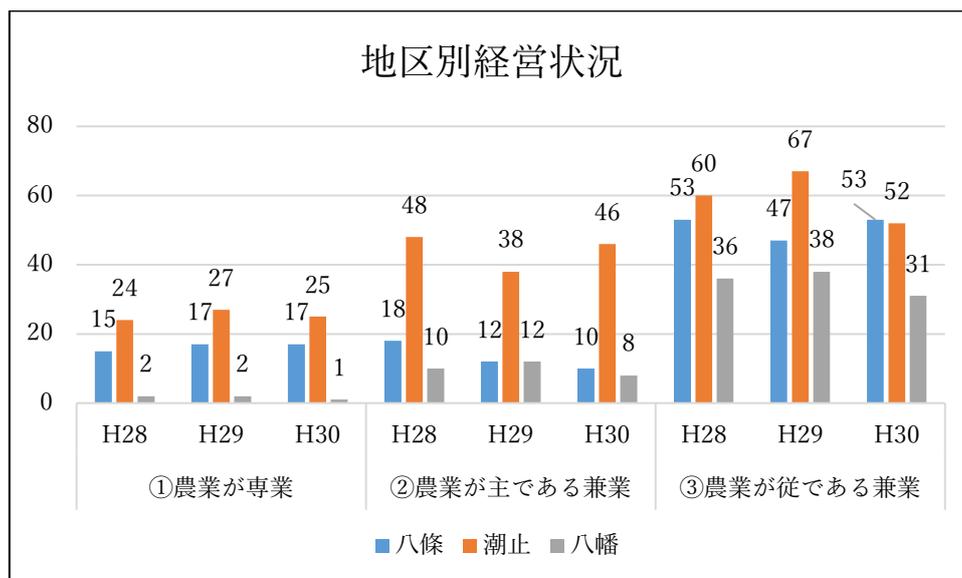
10 a 以上の農地を所有している農家を対象に農業経営及び農地利用状況に関する調査（平成 30 年 8 月）を、郵送および、戸別訪問して収集、集計しました。

3. 調査のまとめ

3-1. 農家世帯の経営状況

農家世帯の経営状況についての回答は 243 戸の農家からありました。農業が専業である農家は少なく、農業が従である兼業農家の数が大半を占めていますが、平成 30 年度は農業が従である兼業農家の減少がみられます。

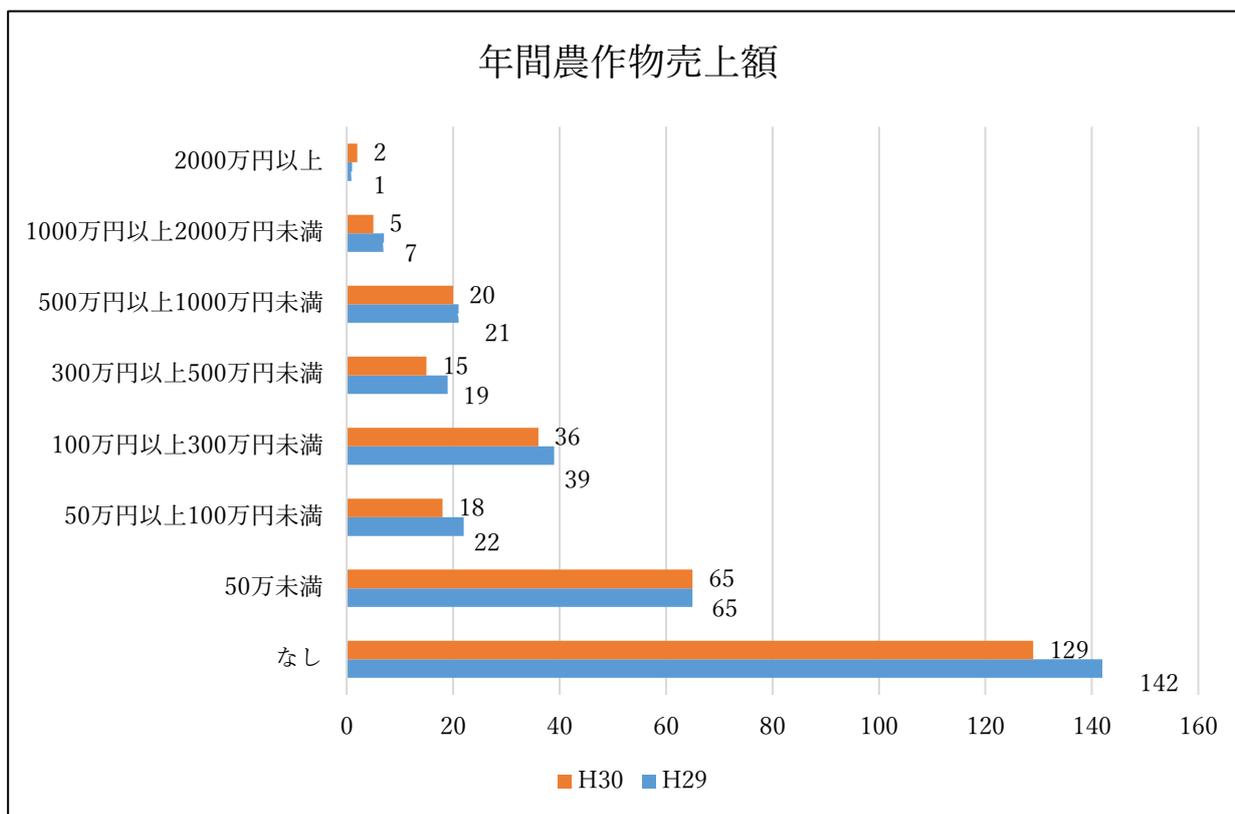
地区別経営状況(件数)					
		八條	潮止	八幡	合計
① 農業が専業	H28	15	24	2	41
	H29	17	27	2	46
	H30	17	25	1	43
② 農業が主である兼業	H28	18	48	10	76
	H29	12	38	12	62
	H30	10	46	8	64
③ 農業が従である兼業	H28	53	60	36	149
	H29	47	67	38	152
	H30	53	52	31	136



3-2. 年間農作物売上額

年間農作物売上額について調査の回答があった290戸のうち、農作物の売上がある農家は161戸、500万円以上の農作物の売上がある農家は27戸です。

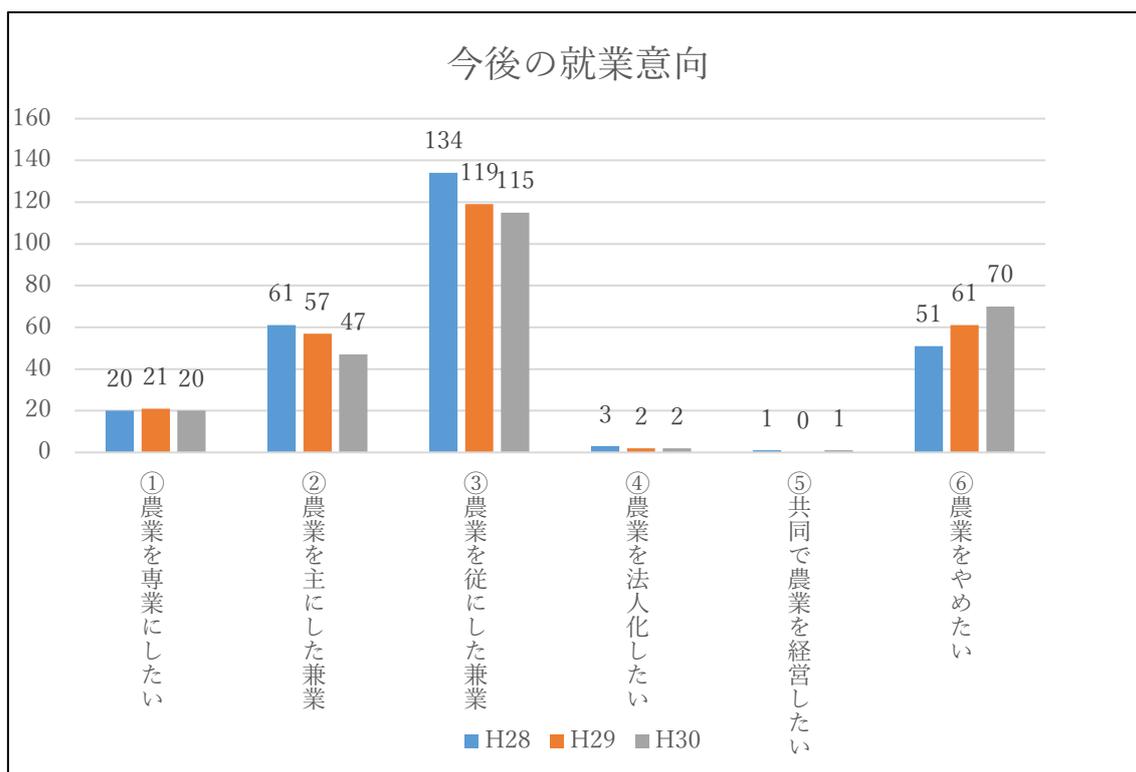
年間農作物売上額 (単位:戸)									
	なし	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上	合計
H29	142	65	22	39	19	21	7	1	316
H30	129	65	18	36	15	20	5	2	290



3-3. 今後の就業意向について

今後の就業意向について、255戸の農家から回答がありました。平成29年度と比較して農業を専業にしたい農家戸数に大きな変化はありませんが、農業を主にした兼業は57戸から47戸に、農業を従にした兼業は119戸から115戸と減少しています。一方、農家をやめたい意向の農家は61戸から70戸に増加しています。

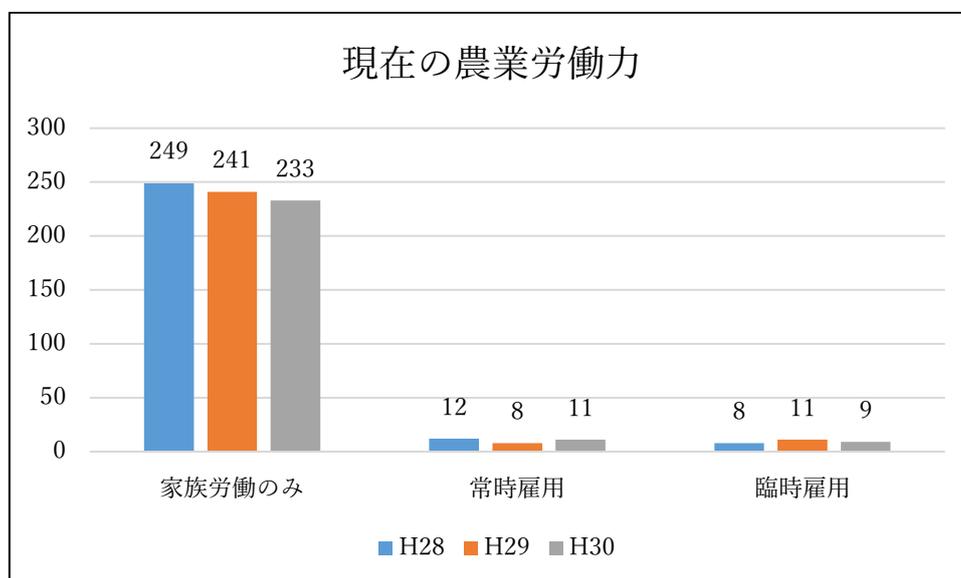
今後の就業意向について			
	(単位:戸)		
	H28	H29	H30
① 農業を専業にしたい	20	21	20
② 農業を主にした兼業	61	57	47
③ 農業を従にした兼業	134	119	115
④ 農業を法人化したい	3	2	2
⑤ 共同で農業を経営したい	1	0	1
⑥ 農業をやめたい	51	61	70
合計	270	260	255



3-4. 現在の農業労働力

現在の農業労働力について、253戸から回答がありました。ほとんどの農家が家族経営ですが、農業経営をする中で、常時雇用している世帯や農繁期の時期に臨時に雇用している農家もあります。

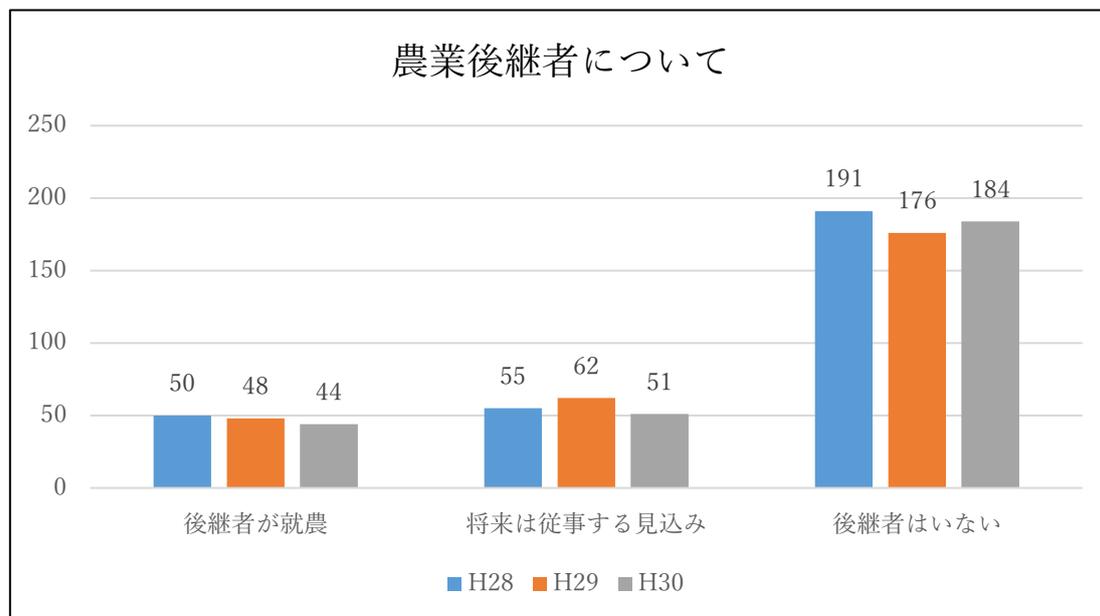
現在の農業労働力 (単位:戸)				
	家族労働のみ	常時雇用	臨時雇用	合計
H28	249	12	8	269
H29	241	8	11	260
H30	233	11	9	253



3-5. 農業後継者について

農業後継者については279戸から回答がありました。後継者はいないという回答が半数を超えており、後継者不足が懸念されます。

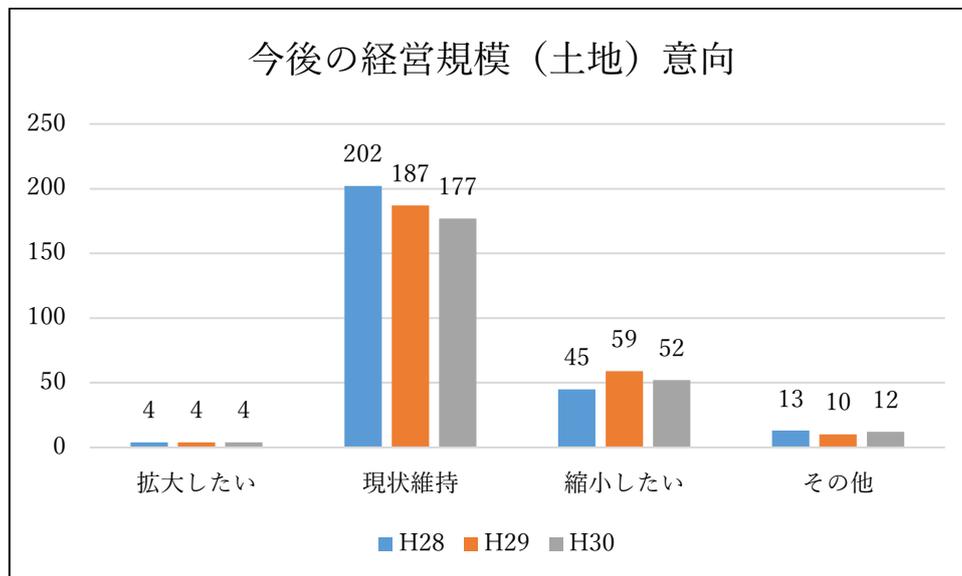
農業後継者について				(単位:戸)
	後継者が就農	将来は従事する見込み	後継者はいない	合計
H28	50	55	191	296
H29	48	62	176	286
H30	44	51	184	279



3-6. 今後の経営規模(土地)意向

今後の経営規模（土地）については、245 戸から回答がありました。今後の経営規模の意向について、「拡大したい」意向の農家は4 戸のみで、「現状維持」と考える農家が7 割以上を占めています。

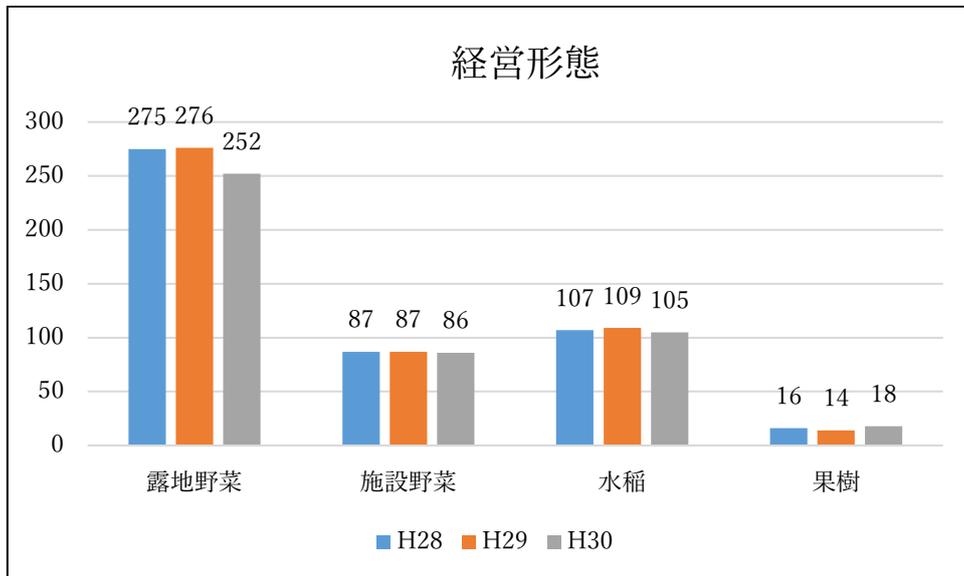
今後の経営規模(土地)意向について					(単位:戸)
	拡大したい	現状維持	縮小したい	その他	合計
H28	4	202	45	13	264
H29	4	187	59	10	260
H30	4	177	52	12	245



3-7. 経営形態

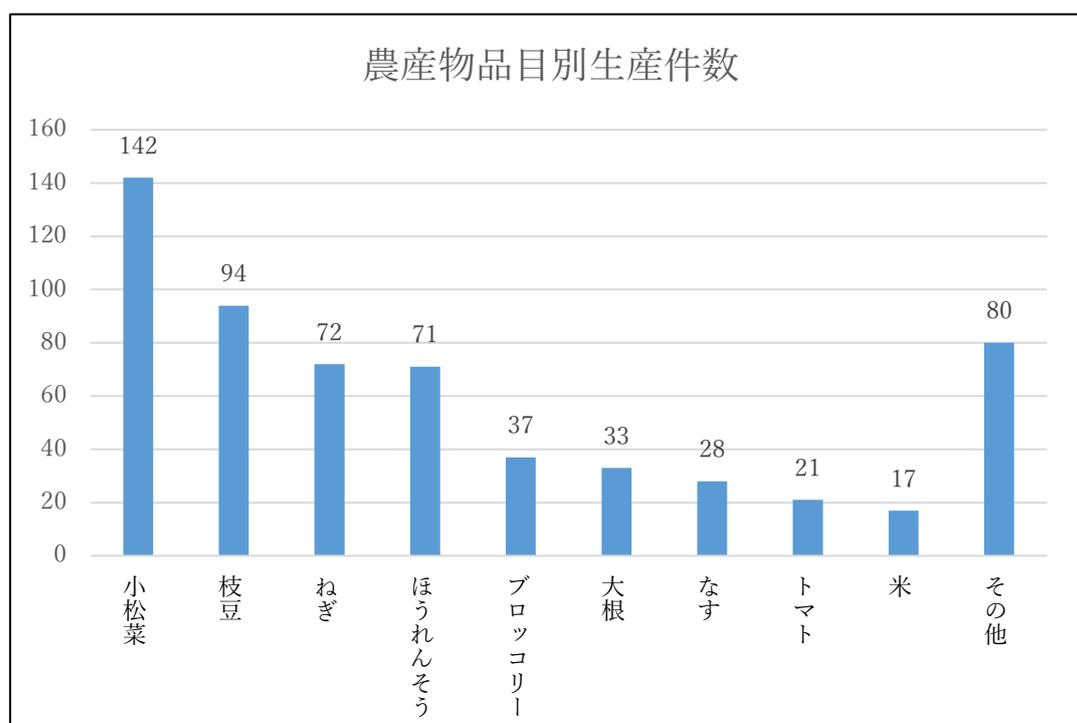
経営形態については、露地野菜の耕作が一番多く、次に水稲、施設野菜の順で、件数は横ばいとなっています。市外で水稲を耕作している農家数も多くみられます。

経営形態 (単位:件)			
	H28	H29	H30
露地野菜	275	276	252
施設野菜	87	87	86
水稲	107	109	105
果樹	16	14	18
合計	485	486	461

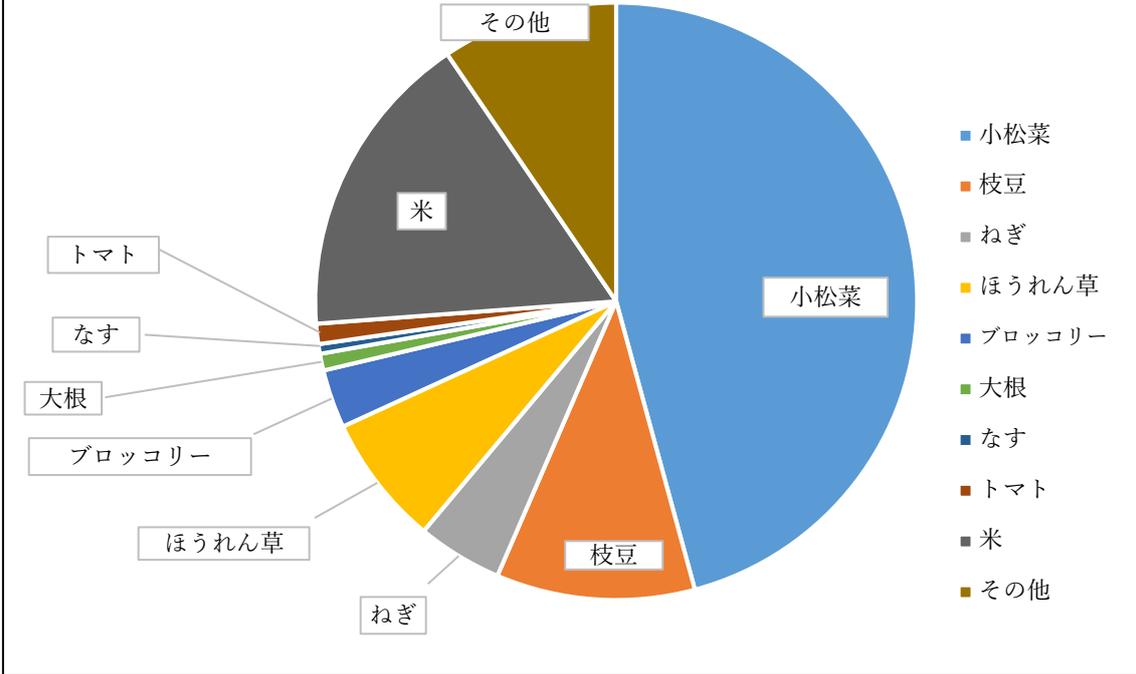


3-8. 農産物品目別経営状況及び経営面積

経営状況及び経営面積					
品目	件数(件)	栽培面積(m ²)	品目	件数(件)	栽培面積(m ²)
小松菜	142	310,710	ウメ	2	2,370
枝豆	94	63,124	カリフラワー	2	1,500
ねぎ	72	27,486	とうもろこし	2	580
ほうれんそう	71	43,321	かぼちゃ	2	13
ブロッコリー	37	29,830	人参	1	8,500
大根	33	5,537	レタス	1	5,000
なす	28	2,994	オクラ	1	5,000
トマト	21	8,889	芽カブ	1	1,500
玉ねぎ	9	970	ミカン	1	656
白菜	8	1,870	栗	1	450
じゃがいも	8	1,342	切花	1	400
きゅうり	7	1,273	カキ	1	379
さつまいも	4	1,262	ミニトマト	1	300
キャベツ	6	21,700	あんず	1	270
すいか	4	903	いちご	1	200
いんげん	4	403	冬瓜	1	20
さといも	4	260	小豆	1	20
山東菜	3	5,600	米	17	101,461
菜の花	2	2,700			



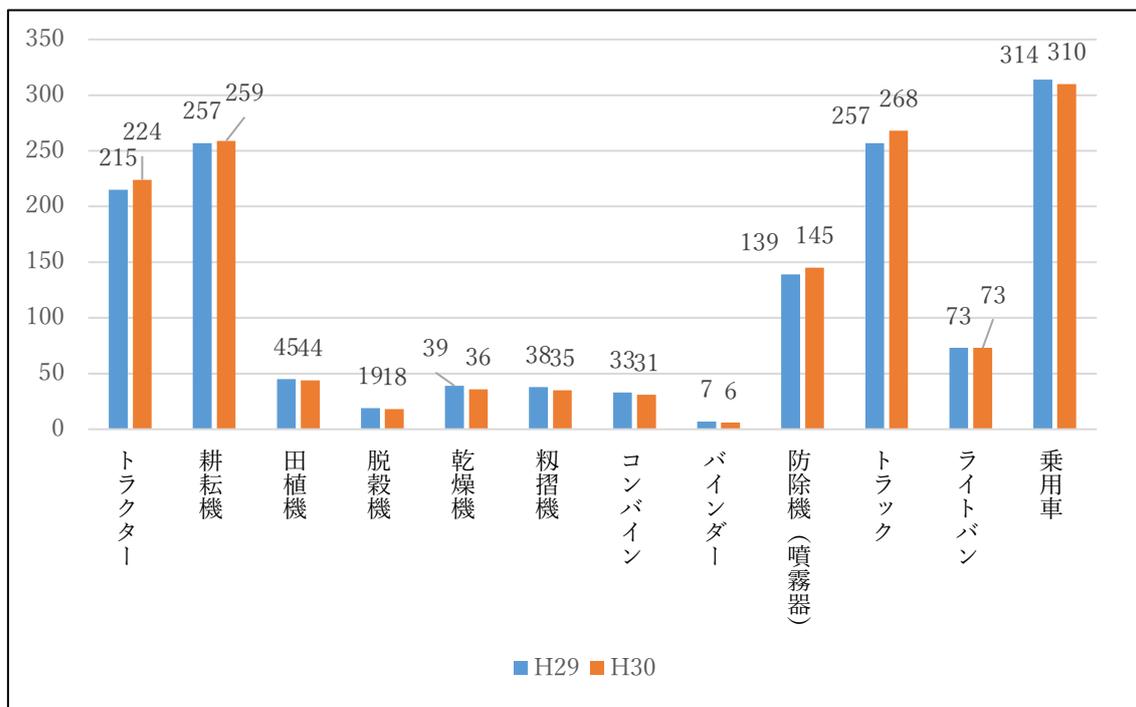
農産物品目別生産面積



3-9. 農機具所有状況

農機具所有状況について、農家戸数は減少が続いていますが、トラクターなどの農機具の所有台数に増加がみられます。

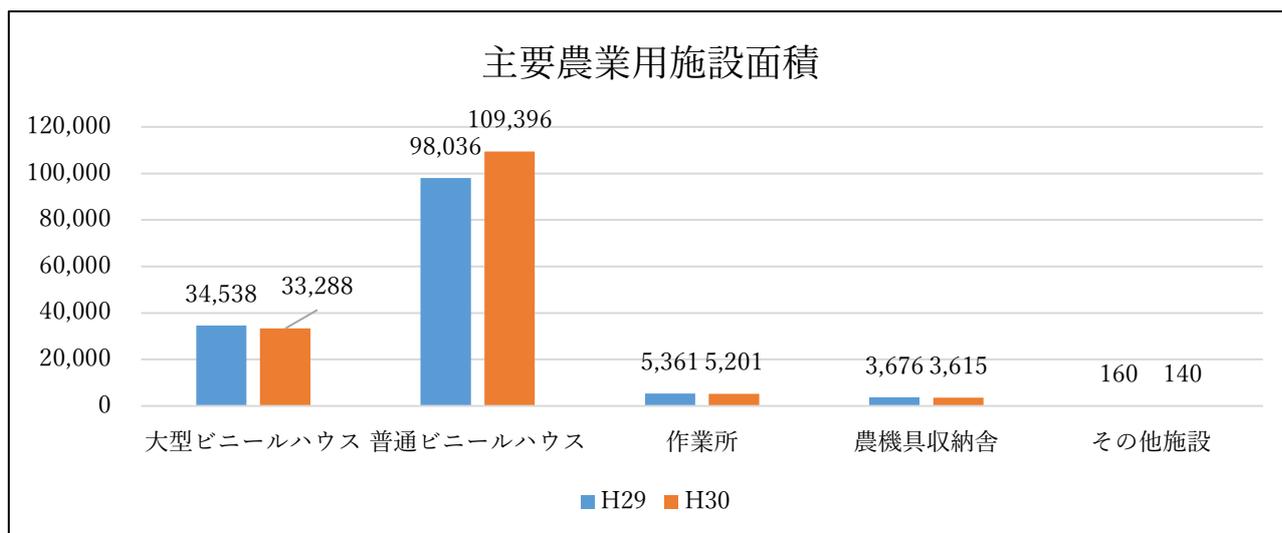
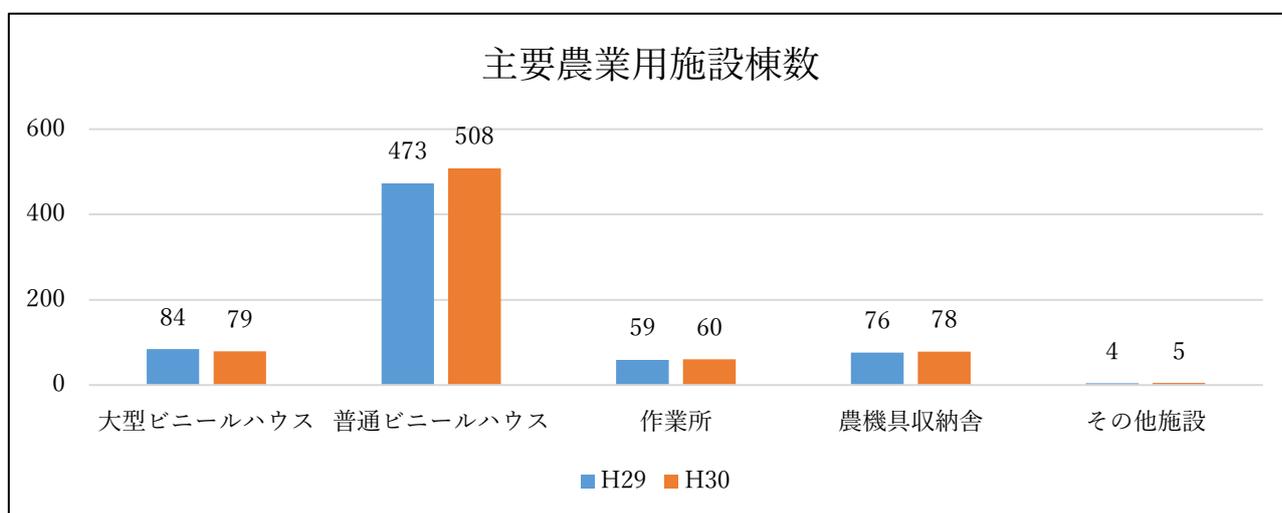
農機具所有状況		
農機具	H29	H30
トラクター	215	224
耕耘機	257	259
田植機	45	44
脱穀機	19	18
乾燥機	39	36
糶摺機	38	35
コンバイン	33	31
バインダー	7	6
防除機(噴霧器)	139	145
トラック	257	268
ライトバン	73	73
乗用車	314	310
合計	1436	1451



3-10. 主要農業用施設

農業用施設は件数、面積ともに、平成 29 年と比較して、大幅な増減はありません。

主要農業用施設				
主要農業用施設	件数(件)		面積 (㎡)	
	H29	H30	H29	H30
大型ビニールハウス	84	79	34,538	33,288
普通ビニールハウス	473	508	98,036	109,396
作業所	59	60	5,361	5,201
農機具収納舎	76	78	3,676	3,615
その他施設	4	5	160	140



3-11. 農作物の販売方法(今後の方法)

市場や直売所で販売する方法が半数を占めていますが、多様な販売方法が見られ、インターネットによる通信販売も検討されています。

1.市場に直接出荷	42
2.直売所で販売	32
3.個人に相対で販売	21
4.地元飲食店に販売	6
5.地元スーパーに販売	15
6.生協に販売	5
7.インターネット等の通信販売	5
8.販売はしていない	17
合計	143

3-12. 農業を経営するうえで、問題と感ずること(複数回答)

税負担や収入が安定しないなどの金銭的な面と、高齢化や後継者問題など人的な面で問題と感ずている回答が多くみられます。

1.相続税や固定資産税などの税負担が重い	98
2.周辺の宅地化により、農業環境が悪化している	71
3.高齢化により労働力が不足している	84
4.後継者や担い手がない	73
5.収入が不安定である	62
6.労働時間が長い	36
7.生産技術の向上が必要である	27
8.販売技術の向上が必要である	23
9.特になし	57

3-13. 農業と市民、消費者との関わりについて(複数回答)

新鮮で安心・安全な農作物を供給することが、市民や消費者との関わりの中で重要だと感じている方が多いことがわかります。

1.新鮮な農作物を供給する	102
2.農作物を安定的に供給する	57
3.安心・安全な農作物を供給する	103
4.環境にやさしい(省力型)農業を進める	46
5.農地を保全し、緑地空間や避難場所の機能を果たす	64
6.市民農園等で農業指導を行う	16
7.農業体験や講座など、食育や農業とふれあう機会に協力する	20
8.ボランティアなどによる援農を進める	11
9.特になし	24

3-14. 農業・農地を保全、推進するために市に望むこと(複数回答)

農業や農地を保全、推進するために市に望んでいることは、多岐に渡っています。

1.共同直売所の設置などの販売先の確保	55
2.直売施設間のネットワーク化の推進	23
3.後継者の育成の支援	48
4.援農ボランティアなどの労働力の確保への支援	20
5.都市農業の必要性の市民へのPR	54
6.自分が経営するふれあい農園の開設への支援と指導・助言	7
7.新たな作目導入に対する奨励と指導・助言	14
8.環境保全型農業実施に対する支援	29
9.ハウスなどの農業基盤整備に対する支援	42

●八潮市都市農業振興基本計画の策定体制

八潮市都市農業振興基本計画は、八潮市農業委員会が実施した農地利用状況調査の結果や本市の農業の実情・農業経験など、専門的な知識を有する市内農業団体等の意見を踏まえ策定しました。

■八潮市農業委員会

■八潮市園芸協会

■八潮市青耕会

■八潮市直売所連絡協議会

●八潮市都市農業振興基本計画の策定経過

開催日	会議等	内容
平成30年 7月12日	関係課	八潮市都市農業振興基本計画について
7月25日 ～8月31日	農業者	市民意識アンケート調査の実施
9月26日	八潮市園芸協会	八潮市都市農業振興基本計画（案）について
10月4日	八潮市青耕会	八潮市都市農業振興基本計画（案）について
10月5日	八潮市直売所連絡協議会	八潮市都市農業振興基本計画（案）について
11月7日	副部長等政策調整会議	八潮市都市農業振興基本計画（案）について
12月21日	経営戦略会議	八潮市都市農業振興基本計画（案）について （中間報告）
12月21日	八潮市農業委員会	八潮市都市農業振興基本計画（案）について
平成31年1月10日 ～2月8日	パブリックコメント	八潮市都市農業振興基本計画（案） パブリックコメント
2月21日	経営戦略会議	最終報告
3月 4日	庁議（付議）	八潮市都市農業振興基本計画の策定



ハッピーこまちゃん®

八 潮 市
市民活力推進部都市農業課
〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1
Tel : 048 (996) 2111 内線 299、286
E-mail: agri@city.yashio.lg.jp

平成31年3月